

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2024年7月12日

【四半期会計期間】 第24期第1四半期(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

【会社名】 株式会社ジェイグループホールディングス

【英訳名】 j -Group Holdings Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中川 晃成

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目4番28号

【電話番号】 (052)243 - 0026(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 林 芳郎

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄三丁目4番28号

【電話番号】 (052)243 - 0026(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 林 芳郎

【縦覧に供する場所】 株式会社ジェイグループホールディングス東京支店
(東京都中央区銀座八丁目3番先)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期 連結累計期間	第24期 第1四半期 連結累計期間	第23期
会計期間	自 2023年3月1日 至 2023年5月31日	自 2024年3月1日 至 2024年5月31日	自 2023年3月1日 至 2024年2月29日
売上高 (千円)	2,573,637	2,717,866	10,433,229
経常利益又は経常損失() (千円)	7,218	175,276	305,016
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	31,212	154,239	247,306
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	29,675	149,085	259,866
純資産額 (千円)	1,213,490	1,712,511	1,595,467
総資産額 (千円)	9,111,057	9,056,368	9,149,089
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1.49	11.62	21.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	1.49	11.60	21.01
自己資本比率 (%)	12.9	18.3	16.9

(注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、経済社会活動が活性化し、個人消費の回復やインバウンド需要の増加等を背景に、緩慢的ながらも、景気回復の動きが続いております。一方で、エネルギー価格の上昇や円安に伴う物価上昇、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や、金融引き締めによる影響などから、依然として先行き不透明な状態が続いております。

外食産業におきましても、人流の増加に伴い売上高は増加しているものの、仕入価格の高止まりや、人手不足など、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、人員配置の適正化や生産性の向上、本社費用の削減に引き続き取り組むとともに、既存店舗のリニューアル、及び業態開発に取り組んでおります。当第1四半期連結累計期間の直営店の出退店におきましては、2店舗を閉店いたしました。これにより、2024年5月末日現在の業態数及び店舗数は、61業態109店舗（国内100店舗、海外1店舗、FC8店舗）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,717百万円（前年同期比5.6%増）、営業利益は166百万円（前年同期比275.3%増）、経常利益は175百万円（前年同期は経常損失7百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は154百万円（前年同期比394.2%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

飲食事業

飲食事業におきましては、既存店舗の改修に取り組みました。2024年5月「三枳三蔵」（宮城県仙台市）、「芋蔵」（東京都新宿区）の内装の大きな修繕工事を行いました。

また、2024年3月「猿Cafe」（東京都町田市）、5月「猿Cafe」（東京都新宿区）を閉店いたしました。

その結果、飲食事業における売上高は2,557百万円（前年同期比5.9%増）、営業利益は379百万円（同109.7%増）となりました。

不動産事業

吸収合併の影響により、セグメント間の賃貸売上が減少いたしました。

その結果、不動産事業における売上高は118百万円（前年同期比69.1%減）、営業利益は27百万円（同45.1%減）となりました。

その他の事業

卸売業及び人材派遣業等のその他の事業における売上高は69百万円（前年同期比16.5%減）、営業損失は29百万円（前年同期は営業損失40百万円）となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における総資産は9,056百万円（前連結会計年度末比92百万円減少）となり、負債は7,343百万円（同209百万円減少）、純資産は1,712百万円（同117百万円増加）となりました。

流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べ総額で144百万円減少し1,845百万円となりました。これは、剰余金の配当などにより現金及び預金が134百万円減少したことなどが主な要因であります。

固定資産につきましては、前連結会計年度末に比べ51百万円増加し7,210百万円となりました。これは、店舗設備の取得などにより有形固定資産が56百万円増加したことなどが主な要因であります。

流動負債につきましては、前連結会計年度末に比べ151百万円減少し1,460百万円となりました。これは、未払金が95百万円減少したこと、預り金が28百万円減少したことなどが主な要因であります。

固定負債につきましては、前連結会計年度末に比べ58百万円減少し5,883百万円となりました。これは、長期借入金が54百万円減少したことなどが主な要因であります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ117百万円増加し1,712百万円となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ44百万円増加したこと、剰余金の配当により資本剰余金が119百万円減少したこと、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が154百万円増加したことなどが主な要因であります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
A種種類株式	1,000
B種種類株式	1,000
計	18,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の合計で18,000,000株であります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2024年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年7月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,328,700	12,358,700	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
A種種類株式	300	300	非上場	単元株式数 1株(注)2
B種種類株式	1,000	1,000	非上場	単元株式数 1株(注)3
計	12,330,000	12,360,000		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2024年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. A種種類株式に対する剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下、「A種種類株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて、以下、「普通株主等」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1,000,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、年率5.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式の発行日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(下記(3)に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)が既に行われているときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して支払われた1株当たり剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)の額の合計額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年利5.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算

により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。累積した不足額（以下、「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主等に対する配当金の支払いに先立って、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる累積未払A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(4) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、同一事業年度内に、A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

当社は、A種種類株主等に対しては、残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

- (1) A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (3) A種種類株主については、会社法第199条4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

A種種類株主は、当社に対し、2023年5月31日以降、取得を希望する日（以下、「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてA種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条2項所定の分配可能額（以下、「分配可能額」という。）を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種種類株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種種類株主から取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

A種種類株式1株当たりの取得価額は、払込金額相当額に、累積未払A種優先配当金及び金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度において、金銭対価取得請求権取得日を基準日としてA種優先配当金の支払いがなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額を加えた額（以下、「A種種類株式取得価額」という。）とする。なお、A種種類株式取得価額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式の発行日以降であって、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種種類株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得する場合は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

A種種類株式1株当たりの取得価額は、上記4.に従い計算されるA種種類株式取得価額とする。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記4.に定めるA種種類株式取得価額の計算における「金銭対価取得請求権取得日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、A種種類株式取得価額を計算する。

6. 譲渡制限

譲渡によるA種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

7. 株式の併合又は分割

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

3. B種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. B種種類株式に対する剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）及びA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に先立ち、B種種類株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を

基準日としてB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、優先配当金に、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、B種種類株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりの優先配当金の額は、B種種類株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（下記1.(5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項

当社は、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に先立って、B種種類株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。なお、2.(2)に定める金額に、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産分配額

基本残余財産分配額

B種種類株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、B種種類株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

B種種類株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてB種種類株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、B種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種種類株主に対して、下記4.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種種類株式は、抽選又は償還請求が行われたB種種類株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、償還価額に、B種種類株主が償還請求を行ったB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 償還価額

基本償還価額

B種種類株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

基本償還価額 = 1,000,000円 × (1 + 0.04)^{m+n/365}

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、B種種類株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.04)^{x+y/365}

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

愛知県名古屋市中区栄三丁目4番28号

株式会社ジェイグループホールディングス

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種種類株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるB種種類株式の取得を「強制償還」という。)。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、取得するB種種類株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、強制償還価額に、当社が強制償還を行うB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

B種種類株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本強制償還価額」という。)とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、B種種類株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。B種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

第3回新株予約権

	第1四半期会計期間 (2024年3月1日から 2024年5月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,513
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	151,300
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	576.1
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	87,165
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	4,313
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	431,300
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	543.8
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	234,538

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年3月14日～ 2024年5月28日 (注)1	普通株式 151,300	普通株式 12,328,700 A種種類株式 300 B種種類株式 1,000	44,717	130,504	44,717	123,004
2024年5月30日 (注)2	-	普通株式 12,328,700 A種種類株式 300 B種種類株式 1,000	106,529	23,974	106,529	16,474

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2024年5月30日開催の定時株主総会にて、今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるとともに、税負担の軽減及び配当原資の確保を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少が決議され、資本金106,529千円(減資割合81.6%)、資本準備金106,529千円(減資割合86.6%)をその他資本剰余金に振り替えております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2024年2月29日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2024年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 300 B種種類株式 1,000	-	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,974,900	119,749	-
単元未満株式	普通株式 2,400	-	-
発行済株式総数	12,178,700	-	-
総株主の議決権	-	119,749	-

(注) 1. A種種類株式及びB種種類株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式53株が含まれております。

【自己株式等】

2024年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ジェイグループ ホールディングス	名古屋市中区栄三丁目 4番28号	200,100	-	200,100	1.64
計		200,100	-	200,100	1.64

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2024年3月1日から2024年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2024年3月1日から2024年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、五十鈴監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,264,835	1,130,722
売掛金	346,846	396,185
棚卸資産	106,521	97,005
その他	272,080	221,704
流動資産合計	1,990,284	1,845,618
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,072,452	2,046,043
土地	3,620,761	3,620,761
その他(純額)	197,487	280,205
有形固定資産合計	5,890,701	5,947,010
無形固定資産		
のれん	294,401	287,054
その他	4,323	9,018
無形固定資産合計	298,725	296,073
投資その他の資産		
投資有価証券	7,330	7,330
差入保証金	849,949	850,582
その他	140,085	137,700
貸倒引当金	28,032	27,957
投資その他の資産合計	969,332	967,655
固定資産合計	7,158,758	7,210,738
繰延資産		
社債発行費	46	11
繰延資産合計	46	11
資産合計	9,149,089	9,056,368

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	264,779	279,391
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
1年内返済予定の長期借入金	464,400	451,939
未払金	602,917	507,147
未払法人税等	18,938	14,389
未払消費税等	103,711	111,219
株主優待引当金	12,476	-
預り金	38,080	10,056
その他	101,724	81,575
流動負債合計	1,612,026	1,460,720
固定負債		
長期借入金	5,116,924	5,061,949
繰延税金負債	645,117	645,117
資産除去債務	65,391	62,109
その他	114,161	113,960
固定負債合計	5,941,595	5,883,136
負債合計	7,553,622	7,343,856
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,786	23,974
資本剰余金	4,595,083	4,627,124
利益剰余金	2,992,039	2,837,799
自己株式	76,122	76,122
株主資本合計	1,612,708	1,737,176
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	65,314	76,076
その他の包括利益累計額合計	65,314	76,076
新株予約権	6,300	4,030
非支配株主持分	41,773	47,380
純資産合計	1,595,467	1,712,511
負債純資産合計	9,149,089	9,056,368

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2023年3月1日 至2023年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2024年3月1日 至2024年5月31日)
売上高	2,573,637	2,717,866
売上原価	861,765	875,656
売上総利益	1,711,871	1,842,210
販売費及び一般管理費	1,667,641	1,676,197
営業利益	44,230	166,012
営業外収益		
受取利息	36	329
為替差益	7,046	15,616
協賛金収入	4,777	2,025
その他	3,808	5,075
営業外収益合計	15,668	23,047
営業外費用		
支払利息	16,488	12,286
金利スワップ評価損	48,463	-
その他	2,166	1,497
営業外費用合計	67,117	13,783
経常利益又は経常損失()	7,218	175,276
特別利益		
固定資産売却益	36	-
貸倒引当金戻入額	156	-
補助金収入	60,000	-
特別利益合計	60,192	-
特別損失		
固定資産除却損	0	0
店舗閉鎖損失	12,241	850
減損損失	483	242
その他	3,100	-
特別損失合計	15,824	1,092
税金等調整前四半期純利益	37,148	174,184
法人税等	2,618	14,337
四半期純利益	34,530	159,846
非支配株主に帰属する四半期純利益	3,317	5,607
親会社株主に帰属する四半期純利益	31,212	154,239

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2023年3月1日 至2023年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2024年3月1日 至2024年5月31日)
四半期純利益	34,530	159,846
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4,854	10,761
その他の包括利益合計	4,854	10,761
四半期包括利益	29,675	149,085
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	26,357	143,477
非支配株主に係る四半期包括利益	3,317	5,607

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(株主優待引当金)

当社は、従来、株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しておりましたが、業績回復に伴い、相対的に株主優待引当金の重要性が乏しくなり、株主優待費用の期間帰属に与える影響も限定的であると認められるため、当第1四半期連結会計期間から株主優待券利用時に費用処理する方法へ変更いたしました。

(四半期連結貸借対照表関係)

財務制限条項

(1) 当社は、株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約証書（当第1四半期連結会計期間末借入金残高52,300千円）を締結しております。主要な契約の財務制限条項は以下のとおりで、これに抵触した場合、貸付人の請求により、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

- イ 事業年度末におけるジェイチル名駅不動産の入住率を50%以上に維持すること。
- ロ 事業年度末の連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(2) 当社(以下「保証人」という。)の連結子会社である株式会社ジェイアセット(以下「借入人」という。)は、株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約（当第1四半期連結会計期間末借入金残高2,076,944千円）を締結しております。主要な契約の財務制限条項は以下のとおりで、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの通知により、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

借入人

- イ 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ロ 2021年以降に到来する各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失としないようにする。

保証人

- イ 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ロ 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失としないようにする。

(四半期連結損益計算書関係)

補助金収入

補助金収入は、主として事業再構築補助金であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
減価償却費	72,986千円	64,926千円
のれんの償却額	7,346千円	7,346千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月30日 定時株主総会	B種種類株式	40	40,113.97	2023年2月28日	2023年5月31日	資本剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第1四半期連結累計期間において、第三者割当による新株予約権の権利行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ31,898千円増加しました。

また、当社は、2023年5月30日開催の第22回定時株主総会の決議により、2023年5月30日付で、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金をそれぞれ80,878千円減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条及び第459条の規定に基づき、その他資本剰余金を816,310千円減少し、その同額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充当しております。なお、株主資本の合計額への影響はありません。

この結果、当第1四半期連結会計期間末において資本金が10,000千円、資本剰余金が4,519,296千円、利益剰余金が3,202,045千円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年5月30日 定時株主総会	普通株式	35	3.00	2024年2月29日	2024年5月31日	資本剰余金
2024年5月30日 定時株主総会	A種種類株式	43	143,881.51	2024年2月29日	2024年5月31日	資本剰余金
2024年5月30日 定時株主総会	B種種類株式	40	40,109.59	2024年2月29日	2024年5月31日	資本剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第1四半期連結累計期間において、第三者割当による新株予約権の権利行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ44,717千円増加しました。

また、当社は、2024年5月30日開催の第23回定時株主総会の決議により、2024年5月30日付で、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金をそれぞれ106,529千円減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えております。なお、株主資本の合計額への影響はありません。

この結果、当第1四半期連結会計期間末において資本金が23,974千円、資本剰余金が4,627,124千円、利益剰余金が2,837,799千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飲食	不動産	計				
売上高							
(1) 外部顧客への 売上高	2,412,986	99,731	2,512,717	60,919	2,573,637	-	2,573,637
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	861	282,988	283,849	21,963	305,813	305,813	-
計	2,413,847	382,719	2,796,567	82,883	2,879,450	305,813	2,573,637
セグメント利益又は 損失()	181,006	50,259	231,266	40,452	190,814	146,583	44,230

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売業及び人材派遣業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 146,583千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「飲食事業」セグメントにおいて、減損損失を483千円計上しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飲食	不動産	計				
売上高							
(1) 外部顧客への 売上高	2,556,501	102,064	2,658,566	59,300	2,717,866	-	2,717,866
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	733	16,264	16,997	9,946	26,944	26,944	-
計	2,557,234	118,329	2,675,564	69,247	2,744,811	26,944	2,717,866
セグメント利益又は 損失()	379,593	27,602	407,196	29,774	377,422	211,409	166,012

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売業及び人材派遣業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 211,409千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「その他」セグメントにおいて、減損損失を242千円計上しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第1四半期連結累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	飲食	不動産	計		
直営店売上	2,304,364	-	2,304,364	60,919	2,365,284
F C売上	108,418	-	108,418	-	108,418
店舗外売上	203	-	203	-	203
顧客との契約から生じる収益	2,412,986	-	2,412,986	60,919	2,473,905
その他の収益 (注)2	-	99,731	99,731	-	99,731
外部顧客への売上	2,412,986	99,731	2,512,717	60,919	2,573,637

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売業及び人材派遣業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	飲食	不動産	計		
直営店売上	2,453,363	-	2,453,363	59,300	2,512,664
F C売上	103,138	-	103,138	-	103,138
顧客との契約から生じる収益	2,556,501	-	2,556,501	59,300	2,615,802
その他の収益 (注)2	-	102,064	102,064	-	102,064
外部顧客への売上	2,556,501	102,064	2,658,566	59,300	2,717,866

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売業及び人材派遣業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	1円49銭	11円62銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	31,212	154,239
普通株主に帰属しない金額(千円)	13,863	13,863
(うち優先配当額(千円))	(13,863)	(13,863)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	17,349	140,376
普通株式の期中平均株式数(株)	11,656,374	12,084,815
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1円49銭	11円60銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	13,863	13,863
(うち優先配当額(千円))	(13,863)	(13,863)
普通株式増加数(数)	9,443	13,608
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	2023年10月23日開催の取締役会決議による第4回新株予約権 新株予約権の数 7,500個 (普通株式 750,000株) 2023年10月23日開催の取締役会決議による第5回新株予約権 新株予約権の数 7,500個 (普通株式 750,000株)

(重要な後発事象)

(店舗の立退きに伴う特別利益の計上)

当社は、2025年2月期第2四半期会計期間において、下記のとおり特別利益を計上する見込みとなりました。

1. 店舗の立退きに伴う特別利益の計上及びその内容

当社は、営業店舗物件の退店要請に伴う立退きに応じ、直営店舗である「芋蔵 青山店」を閉店することとなりました。これにより、特別利益として解約合意金約150百万円を2025年2月期第2四半期に計上する見込みです。

2. 今後の見通し

上記の特別利益について、通期連結業績予想に一部を見込んでおりますが、他の要因も含めて現在精査中であり、

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年7月12日

株式会社ジェイグループホールディングス
取締役会 御中

五十鈴監査法人
本部・津事務所
指定社員 公認会計士 下津 和也
業務執行社員
指定社員 公認会計士 岡根 良征
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイグループホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社の2024年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。